

令和 4 年度

定期総会

議案

- (1) 第 1 号議案 令和 3 年度事業報告
- (2) 第 2 号議案 令和 3 年度決算報告及び監査報告
- (3) 第 3 号議案 令和 4 年度役員承認
- (4) 第 4 号議案 令和 4 年度事業計画案
- (5) 第 5 号議案 令和 4 年度予算案

埼玉県東部公立小中学校事務研究協議会

J—BOX	ユーザー名 tobujimu
	パスワード chishiki

第1号議案

令和3年度 事業報告

新型コロナウイルス感染拡大防止のため今年度においても、社会情勢を注視しつつ、事業の中止や変更を繰り返しながらの活動となりました。

本会では、会員の健康と児童生徒の安全を最優先し、創意と工夫により会員の皆様に有益な事業を提供してまいりました。学校事務職員が様々な変化に柔軟に対応できる力量を身に付けるべく、相互研鑽を推進し、自らの仕事に主体的・自律的・意欲的に取り組める人材育成の場となることを念頭に事業を進めてまいりました。

活動目標

学校事務職員及び共同学校事務室の果たすべき役割の明確化・共有化を目指し、信頼される職、存在感ある職、そして社会により貢献できる職の確立を目標に活動を行います。

活動の柱

- 1 事業計画に従い会務並びに各事業を遂行し、より一層の改善を図る。
- 2 理事を中心に、会員相互の研鑽の場となるよう努める。
- 3 本部と各班との連携を密にし、実態と会員意識の把握に努める。
- 4 学校事務についての様々な情報を把握し、会員に伝達する。
- 5 関係機関並びに全事研、埼事研、各支部等他研究団体との連携を図る。

本年度の重点努力事項

- 1 説明責任に耐えうる、適正で効果的な財務・文書管理
- 2 新しい事実や解釈の発見がある研究、参加者との協議（対話）から学校事務職員の在り方を導き出す研究の推進
- 3 事務職員を取り巻く環境の変化に対応した研修会の企画・運営
- 4 一歩踏み出すきっかけになる広報の作成
- 5 会員専用サイト「J-BOX」を用いた知識共有システムの展開

全体的事業

全体研修会

新型コロナ感染拡大防止のため、全体研修会は中止し、定期総会は書面議決となりました。

ビギナーズ研修会

令和3年 7月30日（金） Web会議ツール「Zoom」及びオンラインホワイトボードアプリ「Jamboard」を活用しグループ別討議を行いました。また、研修部理事が実践していることを収集し、まとめたものを久喜市立鷺宮小学校 潮田 七海 事務主事が報告しました。

学校事務職員研修会

令和3年10月15日（金） Zoomによるオンラインで実施しました。元ウォルトディズニー社シニアプロデューサー 大畠崇央氏を講師に招き、「夢と魔法のICT～生き抜く力をデジタルで考える～」と題してご講演をいただきました。

研究大会

令和3年12月 8日（水） Zoomによるオンラインで実施しました。「業務改善（実践編）－2年次－」～GIGA でかわる ICT でカエル～というテーマで研究発表を行いました。

その他の活動

知識共有

J-BOXでは、キャッチフレーズを「まちをつなぐ 知識のかけはし」とし、知識共有と本会の電子化推進を意識した活動を展開しました。J-BOX内の企画では会員の意見を基に改善充実を図り、“人気のページのランキング”と“更新情報のページ”を追加しました。また、新採用の方へ『J-BOX活用のススメ』という資料を配付しました。コロナ禍により、あらためて「学校事務職員同士が知識共有することで、よりよい仕事ができることを目指す」というJ-BOXが開設された当初の目的を再確認した1年でした。

広報活動・事務要覧の発行

広報部では、広報「とうぶ」や各事業のPR、「東部の学校事務」の編集・発行を行いました。また、ホームページの運用を担当し、発行物をPDFにて配信しました。また本部として、本会活動の周知徹底とPRのため事務要覧を発行し、関係機関に配付するとともにホームページに掲載し、隨時ダウンロードできるようにしました。

他団体関連

埼事研東部支部として、調査・集約等への協力や理事等を派遣しました。

開催会議等報告

1 総会

- 日時 令和3年 5月11日（火）
会場 書面総会
議事 (1) 令和2年度事業報告
 (2) 令和2年度決算報告及び監査報告
 (3) 会則改正案
 (4) 令和3年度役員承認
 (5) 令和3年度事業計画案
 (6) 令和3年度予算案

2 常任理事会

第1回 日時 令和3年 6月18日（金） 13：30～

会場 杉戸町立西公民館

内容 (1) 事業計画細案について

　　・全般的事業について

- ア ビギナーズ研修について
- イ 学校事務研修会について
- ウ 研究大会について
 - ・各部の事業計画と課題
- (2) 予算執行計画・文書作成の流れ
- (3) 事務要覧発行について

第2回　日時　令和3年8月27日（金）13：30～
会場　オンライン会議
内容　(1) ビギナーズ研修会の反省と課題
　　　(2) 学校事務研修会について
　　　(3) 各部活動状況報告

第3回　日時　令和3年11月4日（木）13：30～
会場　杉戸町立西公民館
内容　(1) 学校事務研修会の反省と課題
　　　(2) 研究大会について
　　　(3) 理事会・評議員会について
　　　(4) 各部活動状況報告

第4回　日時　令和4年1月14日（金）13：30～
会場　オンライン会議
内容　(1) 研究大会の反省と課題
　　　(2) 予算執行状況報告
　　　(3) 令和4年度の日程について
　　　(4) 全事研埼玉大会について
　　　(5) 各部活動状況報告

第5回　日時　令和4年2月18日（金）13：30～
会場　オンライン会議
内容　(1) 令和3年度事業まとめと課題検証、予算執行現状報告
　　　(2) 令和4年度事業計画案、予算案の検討

第6回　日時　令和4年4月15日（金）13：30～
会場　オンライン会議
内容　(1) 令和4年度全体研修会並びに総会について
　　　(2) 令和3年度決算書・令和4年度予算書について

3 理事会

第1回　日時　令和3年6月8日（火）オンライン会議
第2回　日時　令和4年2月8日（火）オンライン会議

4 評議員会

第1回　日時　令和3年12月8日（水）中止

第2回　日時　令和4年　3月　8日（火）
会場　書面議決
内容　（1）令和3年度事業報告及び令和4年度決算報告
（2）令和3年度事業計画及び令和4年度予算計画案
（3）令和4年度役員の推薦について
（4）その他

5 監査会

日時　令和4年　3月　8日（火）13：30～
会場　幸手市民文化体育館
内容　会計監査会

6 各部活動報告

○総務部

1 活動内容

埼玉県東部公立小中学校事務研究協議会の各事業、各部の活動等円滑な運営のため、文書関係・会計関係等の事業を行いました。

（1）文書関係

- ①会員名簿作成・役員名簿・役員委嘱依頼文書の作成・発送
- ②全体的事業についての集会許可願及び開催通知作成・発送
- ③文書発番管理
- ④全事研・関ブロ・埼事研等の開催通知配付
- ⑤全事研・埼事研の刊行物配付

（2）会計関係

- ①会費納入方法調査（全事研・埼事研・東部事務研）
- ②会費納入依頼、請求領収書作成と配付
- ③予算執行・出納・会計帳簿・領収書・通帳管理
- ④決算書・予算書案の作成
- ⑤埼事研・全事研会費、研究集録請求書領収書配付

（3）調査関係

2 会議等

総務部会	6 / 8	2 / 8
会計監査会	3 / 8	

○研究部

1 研究テーマ 「業務改善（実践編）－2年次－」

2 活動内容

「GIGA でかわる ICT でカエル～」をサブテーマとして研究活動を行いました。
研究集録の作成、Z o o mによる研究発表を行いました。

3 会議等

研究部会	6 / 8	6 / 22	7 / 7	8 / 4
	9 / 16	10 / 8	11 / 11	11 / 24

4 研究大会関係

研究発表・研究協議

○研修部

1 活動内容

活動目標を念頭に、ビギナーズ研修会・学校事務職員研修会の企画・立案・運営を担いました。

2 会議等

研修部会	6／8	10／19	2／8
研究大会関係	11／24	12／8	

○広報部

1 活動内容

「広報とうぶ」 第64号・第65号発行

「東部の学校事務」 第23号発行

「東部事務研H P」 運営

各事業PR・報告の配信、事務要覧・広報「とうぶ」PDF配信、「東部の学校事務」PDF配信等を行いました。

2 会議等

広報部会	6／8	2／8
------	-----	-----

○知識共有部

1 活動内容

キヤッチフレーズを「まちをつなぐ 知識のかけはし」とし、知識共有、課題解決の場としてのJ-B-O-Xの企画・運営を行いました。

2 会議等

知識共有部会	6／8	7／16	9／16	11／12
	2／8	3／7		

第2号議案

令和3年度 埼玉県東部公立小中学校事務研究協議会決算書(案)

1 歳入の部

(円)

科 目	予算額	補正額	収入額	増減	説明
会 費	546,000	0	546,000	0	222校×2,000円+68校×1,500円
助成金	29,100	0	29,100	0	埼事研助成金 291校(令和2年度学校数)×100円
繰越金	511,833	0	511,833	0	
雑収入	1,067	-1,061	6	-1,061	利息6円
合 計	1,088,000	-1,061	1,086,939	-1,061	

2 歳出の部

科 目	予算額	補正額	予算現額	決算額	残額	説明
1 運営費	124,000	0	124,000	34,664	89,336	
1)需用費	20,000	0	20,000	4,576	15,424	コピー用紙代
2)諸会合費	30,000	0	30,000	2,400	27,600	理事会等会場費
3)旅費	35,000	0	35,000	6,208	28,792	監査会等運営に係る旅費
4)役務費	20,000	0	20,000	3,220	16,780	郵送代
5)賃借料	19,000	0	19,000	18,260	740	サーバードメイン使用料
2 事業費	944,000	0	944,000	510,745	433,255	
1)研修費	288,000	0	288,000	104,840	183,160	研修部活動費、部会旅費、学事研講師謝金、web会議に係る費用(契約料等)等
2)研究大会費	440,000	0	440,000	257,177	182,823	研究部活動費、部会旅費、研究大会助言者謝金、研究大会に係る会場費、web会議に係る費用(契約料等)等
3)研究費	70,000	0	70,000	23,788	46,212	知共部活動費、部会旅費、web会議に係る費用(契約料等)等
4)広報費	146,000	0	146,000	124,940	21,060	広報部活動費、部会旅費、各種刊行物印刷配達費等
3 予備費	20,000	-1,061	18,939	0	18,939	
1)予備費	20,000	-1,061	18,939	0	18,939	
合 計	1,088,000	-1,061	1,086,939	545,409	541,530	

3 差引残額

歳入総額	歳出総額	差引残額
1,086,939	545,409	541,530

上記のとおり報告いたします。

令和4年3月8日

埼玉県東部公立小中学校事務研究協議会 会長 岡田 節子

監査の結果、相違ないことを認めます。

令和4年3月8日

柿沼昌美



中台好恵



第3号議案

令和4年度 東部公立小中学校事務研究協議会役員（案）

役職名	学 校 名	氏 名
会 長	久喜市立小林小学校	岡田 節子
副会長	久喜市立久喜小学校	木村 公一
副会長	久喜市立栗橋小学校	中島 麻子
副会長	宮代町立百間小学校	米丸 理子
監 事	杉戸町立杉戸中学校	中台 好恵
監 事	行田市立埼玉中学校	中條 健一

第4号議案

令和4年度 事業計画（案）

今、世界は、未だ、終息の見込みのつかない新型コロナウイルスの感染不安や紛争により、社会経済は先を見通すことが困難な状況にあります。そのような中、私たち学校事務職員は、学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、「新しい生活様式」を踏まえた、積極的な校務運営の参画を目指します。そして、一人一人の児童生徒が豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう伴走者としての役割を果たします。

活動目標

学校事務職員及び共同学校事務室の果たすべき役割の明確化・共有化を目指し、信頼される職、存在感ある職、そして社会により貢献できる職の確立を目標に活動を行います。

活動の柱

- 1 事業計画に従い会務並びに各事業を遂行し、より一層の改善を図る。
- 2 理事を中心に、会員相互の研鑽の場となるよう努める。
- 3 本部と各班との連携を密にし、実態と会員意識の把握に努める。
- 4 学校事務についての様々な情報を把握し、会員に伝達する。
- 5 関係機関並びに全事研、埼事研、各支部等他研究団体との連携を図る。

本年度の重点努力事項

- 1 説明責任に耐えうる、適正で効果的な財務・文書管理
- 2 新しい事実や解釈の発見がある研究、参加者との協議（対話）から学校事務職員の在り方を導き出す研究の推進
- 3 事務職員を取り巻く環境の変化に対応した研修会の企画・運営
- 4 一歩踏み出すきっかけになる広報の作成
- 5 会員専用サイト「J－B O X」を用いた知識共有システムの展開

全体的事業

(新型コロナウイルス感染症まん延防止の観点から運営方法の変更、または中止する場合があります)

全体研修会

令和4年5月10日（火）「Zoom」を利用したオンライン研修

株式会社「ことのは本舗」小田順子氏をお招きし、「令和時代の公用文 書き方・考え方」と題してご講演をいただきました。

ビギナーズ研修会

令和4年7月26日（火）に開催する予定です。内容はグループ別の討議等を中心として、日頃の課題を発見し自ら解決できる力を養い、併せて会員間の横の連携を強くする機会となるよう企画します。

学校事務職員研修会

令和4年10月14日（金）に開催する予定です。内容や会場については未定です。

研究大会

令和4年12月7日（水）に開催する予定です。会場は未定です。今年度もICTについて、事務職員に必要な力量なども踏まえて研究を進めます。

開催会議等計画

1 総会 令和4年 5月10日（火）
書面総会

2 常任理事会

第1回 日時 令和4年 6月17日(金)
第2回 日時 令和4年 8月26日(金)
第3回 日時 令和4年11月 4日(金)
第4回 日時 令和5年 1月13日(金)
第5回 日時 令和5年 2月17日(金)
第6回 日時 令和4年 4月18日(火)

3 理事会

第1回 日時 令和4年 6月 7日(火)
第2回 日時 令和5年 1月31日(火)

4 評議員会

第1回 日時 令和4年12月 7日(水)
第2回 日時 令和5年 3月 8日(水)

5 監査会

日時 令和4年 3月 8日(水)

6 各部活動

○総務部

1 活動内容

埼玉県東部公立小中学校事務研究協議会の各事業、各部の活動等円滑な運営のための事業を行います。

- (1) 文書関係
- (2) 会計関係
- (3) 調査関係

2 会議等

理事会	6 / 7	1 / 3 1
総務部会	1 1 / 2 2	
会計監査会	3 / 8	

○研究部

1 研究テーマ ICTについて事務職員に必要な力量なども踏まえて研究を進めます。

2 活動内容

調査・研究、研究集録の作成、研究発表（中間）を行います。

3 会議等

理事会	6 / 7	1 / 3 1
研究部会	6月～11月に各月開催（年9回予定）	
調査活動	必要に応じて行う	

4 研究大会関係 研究発表（中間）・研究協議

令和4年12月7日 会場未定

○研修部

1 活動内容

全体研修会・ビギナーズ研修会・学校事務職員研修会・研究大会の企画・立案・運営を行い、各研修会の進行、会場設営、受付等を行います。

2 会議等

理事会	6 / 7	1 / 3 1
研修部会	7 / 2 6	9 / 初旬
研究大会準備	1 1 / 2 2	

○広報部

1 活動内容

「広報とうぶ」第64号 第65号 第66号 発行

「東部の学校事務」第23号 発行

「東部事務研HP」運営

2 会議等

理事会	6 / 7	1 / 3 1
広報部会	9 / 初旬	
取材活動	7 / 2 6	1 0 / 1 4
研究大会準備	1 1 / 2 2	1 2 / 7

○知識共有部

1 活動内容

知識共有、課題解決の場としてのJ-BOXの企画・運営を行います。

2 会議等

理事会	6 / 7	1 / 3 1
知識共有部会	1 1 / 2 2	ほか7月～2月に各月1回程度開催
研究大会準備	1 1 / 2 2	

第5号議案

令和4年度 埼玉県東部公立小中学校事務研究協議会予算書(案)

1 歳入の部

(円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減	説明
会費	535,500	546,000	-10,500	222→219校×2,000円+68→65校×1,500円 治行田-3、久喜-2、越谷-1
助成金	29,000	29,100	-100	埼玉研助成金 290校(令和3年度学校数)×100円
繰越金	541,530	511,833	29,697	令和3年度繰越金
雑収入	970	1,067	-97	研究大会管外参加費・利息等
合計	1,107,000	1,088,000	19,000	

2 歳出の部

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減	説明
1.運営費	124,000	124,000	0	
1)需用費	20,000	20,000	0	用紙
2)諸会合費	30,000	30,000	0	理事会等会場費
3)旅費	35,000	35,000	0	事業費以外の打ち合わせ、監査会等旅費
4)役務費	20,000	20,000	0	郵送代
5)賃借料	19,000	19,000	0	サーバードメイン使用料
2.事業費	963,000	944,000	19,000	
1)研修費	307,000	288,000	19,000	研修部活動費、研修会に係る会場費、旅費、web会議に係る費用(契約料等)等
2)研究大会費	440,000	440,000	0	研究部活動費、研究大会に係る会場費、旅費、web会議に係る費用(契約料等)等
3)研究費	70,000	70,000	0	知共部活動費、部会会場費、旅費、web会議に係る費用(契約料等)等
4)広報費	146,000	146,000	0	広報部活動費、部会会場費、旅費、各種刊行物印刷配達費等
3.予備費	20,000	20,000	0	
1)予備費	20,000	20,000	0	
合計	1,107,000	1,088,000	19,000	

埼玉県東部公立小中学校事務研究協議会会則

第一章 総 則

(名称及び事務所)

第一条 本会は埼玉県東部公立小中学校事務研究協議会と称し事務所を会長在勤校に置く。

(目的)

第二条 本会は学校事務の研究を行い会員の資質向上を図るとともに、教育活動に寄与することを目的とする。

(事業)

第三条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学校事務に関する研究及び調査
- (2) 研究会・研修会等の開催
- (3) 会報の発行
- (4) その他本会の目的達成に必要な事項

第二章 組 織

(会員)

第四条 本会は東部教育事務所管内の公立小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する事務職員をもって構成する。

(組織)

第五条 本会は地域ごとに班を置く。班構成は別に定める。

第三章 機 関

(機関)

第六条 本会に次の機関を置き、会長がこれを招集する。

- (1) 総会
 - (2) 評議員会
 - (3) 理事会
- 2 前項の決議は出席者の過半数とする。

(総会)

第七条 総会は本会の最高議決機関である。

- 2 総会は毎年一回開催する。ただし、評議員会が必要と認めたときは臨時に開くことができる。
- 3 総会の議決事項は次のとおりとする。
 - (1) 会則の改正
 - (2) 事業報告の承認並びに事業案の審議
 - (3) 決算報告の承認並びに予算案の審議
 - (4) 会長、副会長並びに監事の承認
 - (5) その他重要事項

(書面総会)

第七条の二 新型インフルエンザ等がまん延する重大な事態が発生した場合、会長が必要と認めるときは、書面や電子メール等の電気通信による前条の総会（以下、この条において「書面総会」）を開くことができる。

2 書面総会は以下により行う。

- (1) 会長は、会員が議案を議決するための期間を設ける。
- (2) 会員は、前号の期間内に議案に対する賛否を表示する。この場合において、賛否の表示をもって、その会員は総会に出席したものとみなす。会長は、前号の期間の後、書面総会の結果を会員に報告する。

(評議員会)

第八条 評議員会は総会に次ぐ議決機関で各班より選出された評議員をもって構成し必要に応じて会長がこれを招集する。

- 2 評議員は各班単位に五月一日現在の会員校で十校までの班は一名、十一校から二十校までの班は二名、二十一校以上の班は三名とする。

- 3 評議員会は毎年二回以上開き、次の事項を審議する。
 - (1) 会長、副会長並びに監事候補者の推薦
 - (2) 総会において付託された事項
 - (3) その他必要な事項
- 4 新型インフルエンザ等がまん延する重大な事態が発生した場合、会長が必要と認めるときは、書面や電子メール等の電気通信による評議員会を開くことができる。この場合、第七条の二第二項の規定を準用する。

(理事会)

第九条 理事会は会長、副会長、理事をもって構成し、次のことを行う。

- (1) 会務の執行に関する事項
 - (2) 会務運営上必要な細則を定める事項
 - (3) 評議員会で付託された事項
 - (4) その他必要な事項
- 2 理事会に常任理事会を置き、会務の執行に必要な事項について企画立案にあたる。

第四章 役 員

(役員)

第十条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長
- (2) 副会長
- (3) 理 事
- (4) 監 事

2 理事は会長が委嘱する。

(会長・副会長・理事・監事の任務)

第十一条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- 3 理事は会務を執行する。
- 4 監事は本会の会計を監査する。

(理事の任務)

第十二条 本会則第九条に定める理事会に次の部を置き、理事はいずれかの部に属し、会務を執行する。

- (1) 総務部
- (2) 研究部
- (3) 研修部
- (4) 広報部
- (5) 知識共有部

(役員の任期)

第十三条 役員の任期は一年とし、再任を妨げない。ただし、理事に欠員が生じた場合は第十条の規定によりこれを補充する。

2 補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第五章 会 計

(経費)

第十四条 本会の経費は会費・寄付金・その他の収入金による。

(会費)

第十五条 本会の会費は一校年額 2,000 円とする。ただし、必要に応じて臨時徴収することができる。

(会計年度)

第十六条 本会の会計年度は毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

付 則

第一条 本会則を実施するため必要な細則は別に定める。この細則は常任理事会で定め、評議員会の議決を経なければならない。

第二条 本会は埼玉県公立小中学校事務職員研究協議会東部支部を構成し、支部長は会長が兼ねる。

第三条 本会則第十五条の会費については、当分の間、次の班については 1,500 円とする。

- 行田班、加須班、羽生班
- 第四条 本会則は平成11年5月19日から実施する。
- 第五条 本会則は平成12年5月24日から改正実施する。
(担当理事の追加、参与の削除)
- 第六条 本会則は平成14年5月17日から改正実施する。
(知識共有部の追加)
- 第七条 本会則は平成22年5月14日から改正実施する。
(理事会、理事の任務について常任理事会設置に伴う整理)
- 第八条 本会則は令和2年5月12日から改正実施する。
(義務教育学校設置に伴う整理)
- 第九条 本会則は令和3年5月11日から改正実施する。
(書面総会の位置づけ)

埼玉県東部公立小中学校事務研究協議会運営規程

(目的)

第一条 この規程は、埼玉県東部公立小中学校事務研究協議会会則(以下「会則」という)付則第一条の規程に基づき、本会の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(班構成)

第二条 会則第五条の班構成は次のとおりとする。年度途中に市町村合併等により班構成に変更が生じる場合は、翌年度から変更するものとする。ただし、緊急を要する場合は、常任理事会で決定し、評議員会の承認を得るものとする。

- 1.春日部班 2.越谷班 3.久喜班 4.白岡班 5.宮代班 6.幸手班 7.蓮田班 8.杉戸班 9.八潮班
- 10.吉川班 11.松伏班 12.三郷班 13.行田班 14.加須班 15.羽生班

2 班には連絡員を置く。

(旅費)

第三条 本会で支給する旅費の算出方法は、「職員の旅費に関する条例」に準ずる。ただし、年度途中に条例改正がなされたときは、翌年度から適用するものとする。

(理事会・常任理事会)

第四条 理事会に、理事長 一名 副理事長 若干名 常任理事 若干名を置き、会長が委嘱する。なお、常任理事は各部を代表するものとする。

2 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事をもって構成する。

(参与)

第五条 本会には顧問・参与を置くことができ、顧問・参与は会長が委嘱する。要請により企画運営等の会議に参加する。

2 本会は、東部教育事務所管内の公立小中学校事務職員から人事異動により埼玉県教育局等に勤務する職員を特別会員とすることができる。特別会員は会長が委嘱する。

(理事)

第六条 各部の会務は、次のとおりとする。

- (1) 総務部 会計・文書に関すること、他団体との連絡。
- (2) 研究部 研究に関すること。
- (3) 研修部 研修に関すること。
- (4) 広報部 広報に関すること。
- (5) 知識共有部 知識共有の推進、J-BOX の運営。

付 則

第一条 この運営規程の改正については評議員会の議決とする。

第二条 本規程は平成12年5月24日から改正実施する。

(企画委員会・参与の追加)

第三条 本規程は平成14年5月17日から改正実施する。

(理事の追加)

第四条 本規程は平成17年5月18日から改正実施する。

(班構成の規程変更)

第五条 本規程は平成18年5月17日から改正実施する。

(班構成の変更、顧問の追加)

第六条 本規程は平成22年5月14日から改正実施する。

(理事会・常任理事会の構成)

なお、第二条については、平成22年4月1日より改正実施する。

第七条 本規程は平成26年5月15日から改正実施する。

(参与の追加)

議事運営規程

(目的)

第一条 この規程は、埼玉県東部公立小中学校事務研究協議会会則(以下「会則」という)付則第一条の規程に基づき、本会の議決機関(以下「会議」という)の議事運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(資格審査)

第二条 総会並びに評議員会の資格審査は、担当役員が行う。

(会議の成立)

第三条 総会並びに評議員会は、資格審査を経た構成員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって出席とみなす。

- (1) 担当役員は総会・評議員会の成立を報告しなければならない。

(議事の運営)

第四条 総会・評議員会の議事の運営に当たっては、担当役員が次の事項を確認する。

- (1) 議長の選出に関すること。
- (2) 議事日程に関すること。
- (3) その他、議事運営に必要なこと。

(議長の選出・定数)

第五条 議長は、総会においては会員、評議員会においては評議員の中から選出するものとする。

2 議長の定数は、次のとおりとする。

- (1) 総会においては二名とする。
- (2) 評議員会においては一名とする。

(議長の職務)

第六条 議長の職務は次のとおりとする。

- (1) 議長は、会議の記録にあたる書記二名(但し評議員会は一名)を指名する。
- (2) 議長は、会議の秩序を保持し、議事を整理して会議の運営に当たる。
- (3) 議長は、議案を上程するときは、その旨を告げ提案者にその提案理由を説明させる。

(発言)

第七条 会議で発言する場合は、議長の指名を得なければならない。

2 発言は、議題の外にわたり、またはその範囲を越えてはならない。

3 質疑に当たっては、原則として意見を述べることはできない。

(動議)

第八条 総会において動議を提出する場合は、提案者、その案件、提案理由、賛同者を文書により議長に提出しなければならない。

2 評議員会において動議を提出する場合は、提案者がその案件の提案理由を議長に提出しなければならない。

(議事進行)

第九条 議長が議事進行上、質疑・討論の打ち切り動議の必要を認めたときは、必ずこの動議について会議の意見を問わなければならない。

2 議事進行に関する発言は直ちに取り上げなければならない。

3 議長は、議案に関する質疑が終わったと認めたとき討論に付する。

4 議長は、会議にはかって議事の質疑又は討論を省略することができる。

(議事の表決)

第十条 議長は、討議が終わったと認めたときは、その旨を告げ表決に付する。

2 議長は、表決を採るとき表決に付する議案を告げなければならない。

3 議長が表決に付する議案を告げた後は、何人も議案について発言することはできない。

4 表決は出席構成員の過半数によって決する。

5 表決に当たっては、その議題についての賛成を探るものとする。

6 表決の方法は、挙手又は起立によって行うものとし、議長が必要と認めたときは、無記名投票とすることができます。

付 則

- 第一条 この規程の改廃は、会則付則第一条による。
- 第二条 この規程は、平成11年5月19日から実施する。
- 第三条 本規程は、平成12年5月24日から改正実施する。
(議事運営委員会・傍聴者の削除)

東部事務研慶弔規定

- 第一条 この細則は、会員相互の弔意を図るため定める。
- 第二条 対象は次のとおりとする。(ただし、被贈与者は一切の返礼をしない)
会員死亡の場合、弔意(花輪等)を表す。

付 則

この規則は平成15年6月27日より実施する。